

メンタルヘルス不調と 労災認定



もくじ

 メンタルヘルス不調の考え方

 自殺の取り扱い

 メンタルヘルス不調者の労災認定

 職場でのメンタルヘルス対策

 労災認定に係る認定基準

 職場での対策

 労災認定の要件

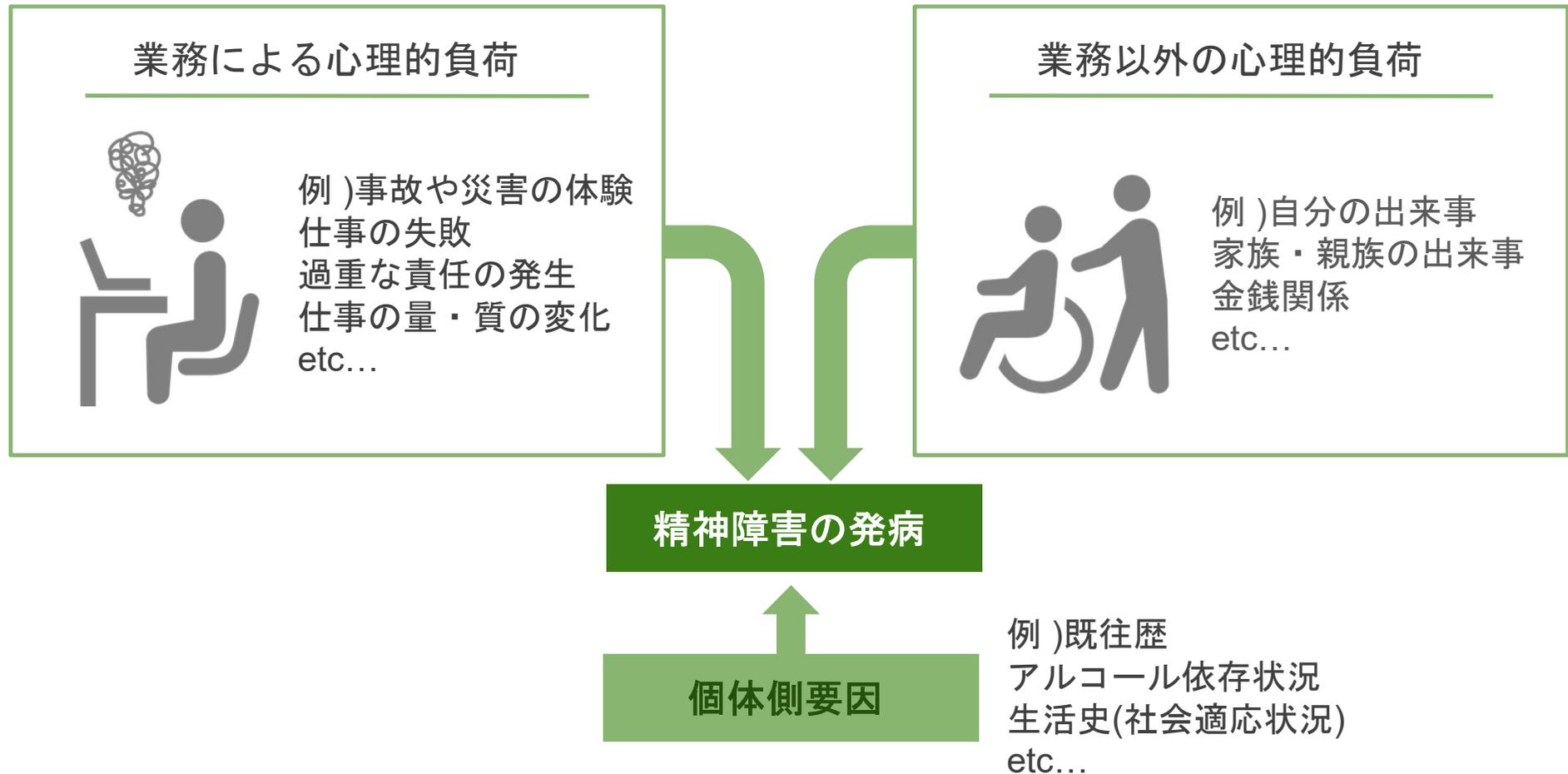
 まとめ

要件①認定基準の疾患

要件②業務による心理的負荷

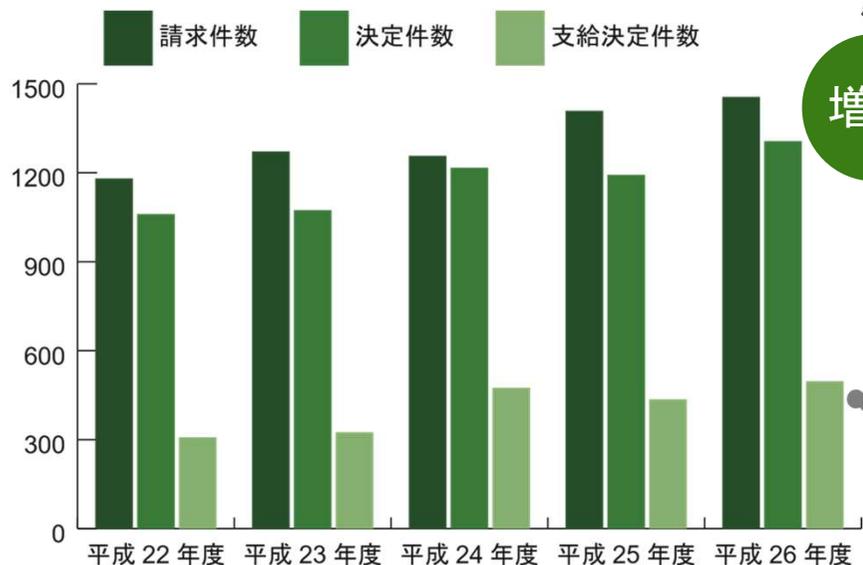
 労災認定にあたる対象期間

メンタルヘルス不調の考え方



メンタルヘルス不調者の労災認定

厚生労働省 平成26年度「過労死等の労災補償状況」



増加

第12次労働災害防止計画の策定

平成29年までにメンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合を**80%以上**とする。

請求件数の
約3割

- ✓ メンタルヘルス不調予防のための職場改善の取組
- ✓ ストレスへの気づきと対応の促進
- ✓ 取組方策が分からない事業場への支援

労災認定に係る認定基準

H11年 「心理的負荷による精神障害に係る業務上外の判断指針」

H23年 「心理的負荷による精神障害の認定基準」

✓ 策定のポイント

- ① 心理的負担評価に具体例（内容・時間）を追加
 - ➡ 強度についての評価を簡易化
例：「極度の長時間労働」... 『月160時間ほどの時間外労働』 明示
「心理的負荷が極度」... 『強姦・わいせつ行為』 を明示
- ② セクハラ、いじめなど長期間継続する場合：対象期間外でも認定
- ③ 発病後で、強い心理的負荷で悪化した場合：労災対象とする

労災認定の要件

① 対象となる疾患（うつ病・自殺を含む）を発病している

② ①の発病前6ヶ月内*に、業務による心理的負荷 **強**

- (1) 特定の出来事
- (2) 上記以外の出来事

③ 業務以外の心理的負荷や、個体側要因により発病したとは認められない

* 例外あり

✓ 心理的負荷：内容・時間によって
強度「強」「中」「弱」の総合評価を実施



要件① 認定基準の疾患

ICD-10V章「精神および行動の障害」分類

分類コード	疾病の種類
F0	疾状性を含む器質性精神障害
F1	精神作用物質使用による精神および行動の障害
F2	統合失調症、統合失調症型障害および妄想性障害
F3	気分〔感情〕障害
F4	神経症性障害、ストレス関連障害および身体表現性障害
F5	生理的障害および身体的要因に関連した行動症候群
F6	成人のパーソナリティおよび行動の障害
F7	精神遅滞〔知的障害〕
F8	心理的発達の障害
F9	小児期および青年期に通常発症する行動および情緒の障害、 特定不能の精神障害

国際疾患分類（ICD-10）に基づき
10分類の疾患が対象となっている。
例：うつ病、急性ストレス反応
など

要件② 業務による心理的負荷

① 特別な出来事

心理的負荷 **強**

心理的な負担が極度

- 生死に関わる、極度の苦痛、
重度の後遺症を残すような怪我・病気を負った
- 他人を死亡、怪我をさせた
- セクシャルハラスメント

時間外労働

- 3週間：120時間以上
- 1ヶ月：160時間以上
- 2ヶ月：連続して1月当たり120時間以上
- 3ヶ月：連続して1月当たり100時間以上



要件② 業務による心理的負荷

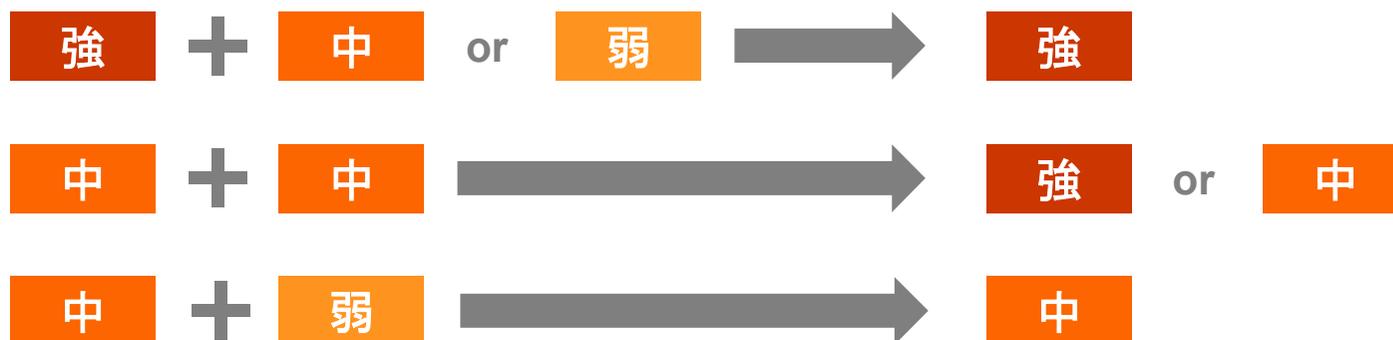
② 特別以外：下記表をもとに評価

具体的出来事	心理的負荷の総合評価の視点	心理的負荷の強度を「弱」「中」「強」とする具体例		
		弱	中	強
顧客や取引先から無理な注文を受けた	<input type="checkbox"/> 顧客・取引先の重要性、要求の内容等 <input type="checkbox"/> 事後対応の困難性等	【「弱」になる例】 ・同種の経験等を有する労働者であれば達成可能な注文を出され、業務内容・業務量に一定の変化があった ・要望が示されたが、達成を強く求められるものではなく、業務内容・業務量に大きな変化もなかった	【「中」になる例】 ・業務に関連して顧客や取引先から無理な注文(大幅な値下げや納期の繰上げ度重なる設計変更等)を受け、何らかの事後対応を行った	【「強」になる例】 ・通常なら拒むことが明らかな注文(違法行為を内包する注文等)ではあるが、重要な顧客や取引先からのものであるためこれを受け、他部門や別の取引先と困難な調整に当たった
顧客や取引先からクレームを受けた	<input type="checkbox"/> 顧客・取引先の重要性、会社に与えた損害の内容、程度等 <input type="checkbox"/> 事後対応の困難性等 <small>注)この項目は、本人に過失のないクレームについて評価する。</small>	【「弱」になる例】 ・顧客等からクレームを受けたが特に対応を求められるものではなく、取引関係や、業務内容・業務量に大きな変化もなかった	【「中」になる例】 ・業務に関連して、顧客等からクレーム(納品物の不適合の指導等その内容が妥当なもの)を受けた	【「強」になる例】 ・顧客や取引先から重大なクレーム(大口の顧客等の喪失を招きかねないもの、会社の信用を著しく傷つけるもの等)を受け、その解消のために他部門や別の取引先と困難な調整に当たった

要件② 業務による心理的負荷

② 特別以外：内容が複数の場合

- ✓ 複数の事項が関連：内容・数・時間的な近接の程度で総合的に評価



労災認定にあたる対象期間

おおむね 6 ヶ月内を対象

(例外)

セクシャルハラスメント・いじめ等
6 ヶ月以前も一連の流れとして対象



自殺の取り扱い

「心理的負荷による精神障害等に係る業務上外の判断指針」

業務による心理的負荷によって、これらの精神障害が発病したと認められる者が自殺を図った場合には、精神障害によって正常の認識、行為選択能力が著し阻害され、又は自殺を思いとどまる精神的な抑制力が著しく阻害されている状態で自殺が行われたものと推定



職場でのメンタルヘルス対策

労災認定の法改定・経年的変化

今後も労災件数の上昇が予想される

- ✓ 公法的規制
安全配慮義務の不履行
- ✓ 私法的規制
民事訴訟等...社会的ダメージ・損害に繋がる

メンタルヘルス対策がより重要に

職場でのメンタルヘルス対策



職場での対策

① 職場環境等の把握・改善

- ✓ 業務時間、内容、量、コミュニケーション
セクシャルハラスメントいじめの防止など



職場での対策

② メンタルヘルスに対する体制を構築

衛生教育：4つのケア

- ✓ セルフケア...私たちが自分自身で行うことのできるケア。
働く人が自らのストレスに気づき、予防対処し、また事業者はそれを支援すること
- ✓ ラインによるケア...管理監督者が行うケア。日頃の職場環境の把握と改善、部下の相談対応を行うことなど
- ✓ 業場内保健スタッフ等によるケア...企業の産業医、保健師や人事労務管理スタッフが行うケア。
労働者や管理監督者等の支援や、具体的なメンタルヘルス対策の企画立案を行うこと
- ✓ 事業場外資源によるケア...会社以外の専門的な機関や専門家を活用し、その支援を受けること

参考文献：こころの耳 <https://kokoro.mhlw.go.jp/usagi/ug008/>

まとめ

① メンタルヘルス不調による労災請求件数は増えている

② メンタルヘルス不調による労災認定の基準

発病6か月前の業務負荷、心理的負荷、
個人的要因の有無 によって規定される

③ 職場でのメンタルヘルスケア対策

- 健康保持増進
- リスクマネジメント
- 労働生活の質、生産性の向上

